

京都市に初進出（を検討）する企業の皆様へ

京都市企業立地促進制度補助金

市内初進出・お試し立地

支援制度

支援制度

の御案内

市内初進出支援制度

最大400万円

- ①市外企業が市内の**オフィス等**へ初進出する場合
- ②市外企業が市内に**本社・工場等**を新設する場合

に補助金を交付します。

対象用途：①調査，企画，研究開発又はその他管理業務を行う事務所
②本社，工場，研究開発拠点

補助額：市内居住の常時雇用者数 × 最大20万円 × 2年分

お試し立地支援制度

最大50万円

市内初進出を検討する企業が、試行的に市内の**コワーキングスペース**や**シェアオフィス等**を利用する場合に補助金を交付します。

補助額：（利用料＋交通費） × 1/2

制度の詳細は裏面へ ⇒

問合せ・申請先

京都市 産業観光局 企業誘致推進室
電話：075-222-4239
E-mail：kigyoyc@city.kyoto.lg.jp

申請書類のダウンロードはこちらから↓



京都市企業立地ガイド
(ホームページ)

市内初進出支援制度

市外企業が市内のオフィス等へ初進出する場合や、本社・工場等を新設する場合に補助金を交付します。

1 オフィス等への補助

- (1) 対象業種 全業種（市内初進出（※1）企業に限る。）
- (2) 対象事業 市内にオフィス等（※2）を設置する事業
（賃貸借の場合は契約期間が1年以上であるなど、長期の設置が見込まれる事業に限る。）
- (3) 補助金額 ①本市の産業政策に特に寄与する産業分野（※3）：市内居住の常時雇用者（※4）数×**20万円**×**最大2年分**
②①以外の業種：市内居住の常時雇用者数×**10万円**×**最大2年分**
- (4) 補助上限 ①：年200万円（2年分合計 最大400万円）②：年100万円（2年分合計 最大200万円）
- (5) 申請期限 オフィス等の営業を開始する日の30日前まで

2 本社・工場等への補助（本社・工場等新增設等支援制度の対象者への加算）

- (1) 対象業種 製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業（市内初進出企業に限る。）
- (2) 対象事業 本社、工場、研究開発拠点の新設
- (3) 補助金額 市内居住の常時雇用者数×**20万円**×**最大2年分**
- (4) 補助上限 年200万円（2年分合計 最大400万円）
- (5) 申請期限 工事に着手する日の30日前まで（ただし、90日前までに本市に対して申請の意思を示すこと）

（※1）市内初進出：既に京都市外に事業所を設置しており、かつ、過去2年の間、市内に事業所を設置していない企業が、市内に事業所を設置すること

（※2）オフィス等：調査、企画、研究開発又はその他管理業務を行う事務所

（※3）本市の産業政策に特に寄与する産業分野

ものづくり産業 / ICT産業 / スポーツ産業 / 環境・エネルギー産業 / 医療・健康・福祉・介護関連等の
ヘルスケア・ライフサイエンス産業 / マンガ、アニメ、ゲーム等のコンテンツ産業・アート産業

（※4）常時雇用者：期間の定めのない雇用契約を締結している正社員（役員、パート・アルバイトは除く。） ※6箇月間の継続雇用期間が必要です。

お試し立地支援制度

市外から市内に初進出を検討する企業が、試行的に京都市内のシェアオフィスやコワーキングスペース等を利用する場合に、利用料及び交通費に対して補助金を交付します。

- ・対象業種 全業種（市内初進出を検討する企業に限る。）
- ・対象事業 次の各号の要件をすべて満たす事業とし、補助対象期間は3箇月間を上限とします。
 - (1) 市内のシェアオフィス等（※5）を1週間以上継続して利用すること。
 - (2) 補助対象期間内に市の取材やアンケート等に応じること。
- ・補助金額 ①シェアオフィス等の利用料の1/2 + ②交通費の1/2
- ・補助上限 利用日数及び利用人数に応じて設定（①最大25万円+②最大25万円・3箇月分）
- ・申請期限 シェアオフィス等の利用を開始する日の7日前まで

（※5）シェアオフィス等：シェアオフィス、コワーキングスペースその他の複数の利用者が一の建物又は個室を事業用に共有する形態の施設として市長が認めるもの

その他の支援制度

オフィス床や用地確保の支援 （企業立地マッチング支援制度）

市内の不動産事業者等と連携し、市内でオフィスや産業用地、京町家等の物件をお探しの企業に対し、不動産情報を収集し、提供しています。（費用：無料）

本社・工場等新增設等支援制度

市内に本社・工場・研究開発拠点を新增設する場合に、補助金を交付します。

- ・対象業種：製造業、ソフトウェア業、
情報処理サービス業
- ・対象用途：本社、工場、研究開発拠点
- ・補助内容：対象事業に伴い新たに課税された
固定資産税・都市計画税相当額
（土地に係るものは除く。）等
最大3年分 上限1億円

※生産等設備取得額及び常時雇用者数の要件あり

税制優遇（地方拠点強化税制 ※国制度）

東京23区内に本社がある企業が、京都市内での拠点設置や増設の際に、要件を満たせば税制優遇を受けられます。（事前に、京都府から計画の認定を受ける必要有。）

その他の支援など

- ・公的インキュベーション施設賃料補助
- ・人材確保の支援
- ・現地視察コーディネート など

ワンストップ伴走支援

京都市への立地の際に際しての様々なお困りごとについて、職員がワンストップで御相談に応じます。

**詳細な情報や進出検討の相談・お問合せは、
以下のホームページまで！**

京都市企業誘致サイト

“Kyo-working（京ワーキング）”

市の基礎情報や支援制度など、進出検討に必要な情報を掲載しています。

<https://kyo-working.city.kyoto.lg.jp/>

